

【四万十町税条例新旧対照表】

改正後	改正前
(寄付金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄付金若しくは金銭（町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体（町内に主たる事務所を有するものを除く。）に対するものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) <u>所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金</u> (2) <u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> (3) <u>所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> (4) <u>所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> (5) <u>所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄</u>	(寄付金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は<u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第5号に規定する社会福祉法人で別表に掲げるものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u>を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

改正後	改正前
<u>附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>（６） 所得税法施行令第217条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>（７） 所得税法施行令第217条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の７第１項第２号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>（８） 所得税法施行令第217条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>（９） 所得税法第78条第３項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> <u>（10） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</u> 2 （略） （身体障害者等に対する軽自動車税の減免） 第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。 （１） 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、<u>精神に障害を有し歩行が困難な者又は知的障害を有し、常時介護を要する者（以下「精神障害者等」という。）</u><u>が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）</u>で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体	2 （略） （身体障害者等に対する軽自動車税の減免） 第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。 （１） 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、<u>知的障害を有し、常時介護を要する者（以下「知的障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）</u>が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの<u>又は精神障害者</u>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体

改正後	改正前
障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る。)	障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る。)
(2) (略)	(2) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)